2013年４月30日

各　　位

会社名　新華ホールディングス･リミテッド
（URL：www.xinhuaholdings.com）
代表者　最高経営責任者（CEO）
カン・ユェン・カオ
（東証マザーズ　コード番号：9399）
連絡先：　最高財務責任者（CFO）兼最高執行責任者（COO）
ワン・ビン
（電話：上海 8621-2310-0055）
連絡先：　IRマネージャー
服部　善太
（電話：03-4570-0741）

# （続報）米国での当社元取締役の起訴に対する判決について

新華ホールディングス･リミテッド（以下「当社」といいます。）は、2012年２月18日付の「（続報）米国における当社元取締役に対する起訴に関する状況について」にてお知らせした内容に関して状況の進展がございましたので、その後の経過をお伝えいたします。

1.　これまでの経緯について

当社は、2011年５月12日付の「当社元取締役に関する一部報道について」にて、当社の元代表取締役及び２名の元取締役（以下「当該３名」といいます。）が米国の大陪審において、投資家詐欺及び粉飾決算の疑いにより起訴されたことをお知らせしました。

その後、2012年８月17日付の「米国における当社元取締役に対する起訴に関する状況について」にて、その後の進展として、2012年７月11日に連邦地方裁判所が当該３名に対する総額50百万米ドルの投資家詐欺の疑いによる起訴内容の大部分を棄却したことをお伝えしました。また、その一方で当該３名による一連の取引に関する米国証券取引委員会への報告漏れについては、棄却せずに公判審理に入ることとなった点をお伝えしました。

その後、2013年２月18日付の「（続報）米国における当社元取締役に対する起訴に関する状況について」にて、2013年２月13日に米国司法省が、当該３名に対する起訴を取り下げる旨を連邦地方裁判所に伝えたことをお知らせしました。

2013年４月29日、連邦地方裁判所は、当社の元代表取締役であるフレディ・ブッシュ氏が自主的に認めた税法違反の件について、30日間の服役とする有罪判決を言い渡しました。一方、それ以外の当該３名に対する全ての起訴事実については再訴不能な形で棄却しました。今回の有罪判決を含む、連邦地方裁判所の判決及び棄却内容を当該３名は受け入れました。

2. 今後の見通しについて

当該３名が連邦地方裁判所の判決及び棄却内容の全てを受け入れた結果、米国における当該３名に対する一連の訴訟は棄却又は有罪判決が確定し、全て終了したことになります。

なお、上記の税法違反の件は、当社の元代表取締役であるフレディ・ブッシュ氏の個人的な金銭消費貸借に関する米国内国歳入庁に対する報告遅延等に関するものであり、当社は、あらためて、当社の現在の経営陣、取締役及び従業員が、本件起訴に関わる取引に一切関係していないことを付記いたします。また、本件が当社に与える影響はございません。

以上

新華ホールディングス・リミテッドについて

当社、新華ホールディングス・リミテッドは主に中国において事業を展開しているグループ企業です。当社は金融サービス、農業関連の事業分野において商品並びにサービスを提供しています。東京証券取引所のマザーズ市場に上場（証券コード：9399）しており、上海に事業本部を構え、北京、香港、日本に拠点を配し、グローバルなネットワークを有しています。
詳細は、ウェブサイト：http://www.xinhuaholdings.com/jp/home/index.htm をご参照下さい。

本文書は一般公衆に向けられたプレスリリースであり、当社株式の勧誘を構成するものではなく、いかなる投資家も本書に依拠して投資判断を行うことはできません。当社株式への投資を検討する投資家は、有価証券報告書などの提出書類を熟読し、そこに含まれるリスク情報その他の情報を熟慮した上でかかる判断を行う必要があります。本書は多くのリスク及び不確定要素を含むいくつかの将来に関する記述を含んでいます。多くの事項が当社の実際の結果、業績または当社の属する産業に影響を与える結果、将来に関する記述で明示または黙示に示される当社の業績と実際の将来の数値とは大きく異なることがあります。